



国内競技規則および特別規則書 車両規定の改訂

■2026 年 4 月 24 日から 7 月 31 日にかけて、日本モーターサイクルスポーツ協会より発表された表記内容について下記の通り公示し、即日適用とする。

【付則 9 ST1000 技術仕様に関する規則改訂について】

[2026 ロードレースブルテン_No.7.pdf](#)

【付則 7 GP フォーミュラ技術仕様に関する規則改正について】

[2026 ロードレースブルテン_No.8.pdf](#)

【付則 4 ロードレース競技規則 規則改正について】

[2026 ロードレースブルテン_No.9.pdf](#)

【付則 9 ST1000 技術仕様 規則改正について】

[2026 ロードレースブルテン_No.10.pdf](#)

■ 2026 もてぎロードレース選手権特別規則書 第 76 条 ST250(2 気筒・4 気筒)クラスにおいて以下の規定を追加および変更する。

①2026 もてぎロードレース選手権特別規則書 第 76 条 ST250(2 気筒・4 気筒) ～ 4) 仕様 ⑥ブレーキ

追加条項

11. フロントブレーキへのリモートアジャスターの取り付けを認める。

②2026 もてぎロードレース選手権特別規則書 第 76 条 ST250(2 気筒・4 気筒) ～ 4) 仕様 ⑩ボディワーク

変更後

2. ZX-25R はアフターマーケットのものへの変更および外観の変更も認められるが、アッパーカウルのエアダクト取り入れ部の位置、形状、面積は公認車両の状態を保っていなければならない。エアダクト部の金網およびラムダクトシールは取り外しが認められる。

以上